

(令和6年12月24日現在)

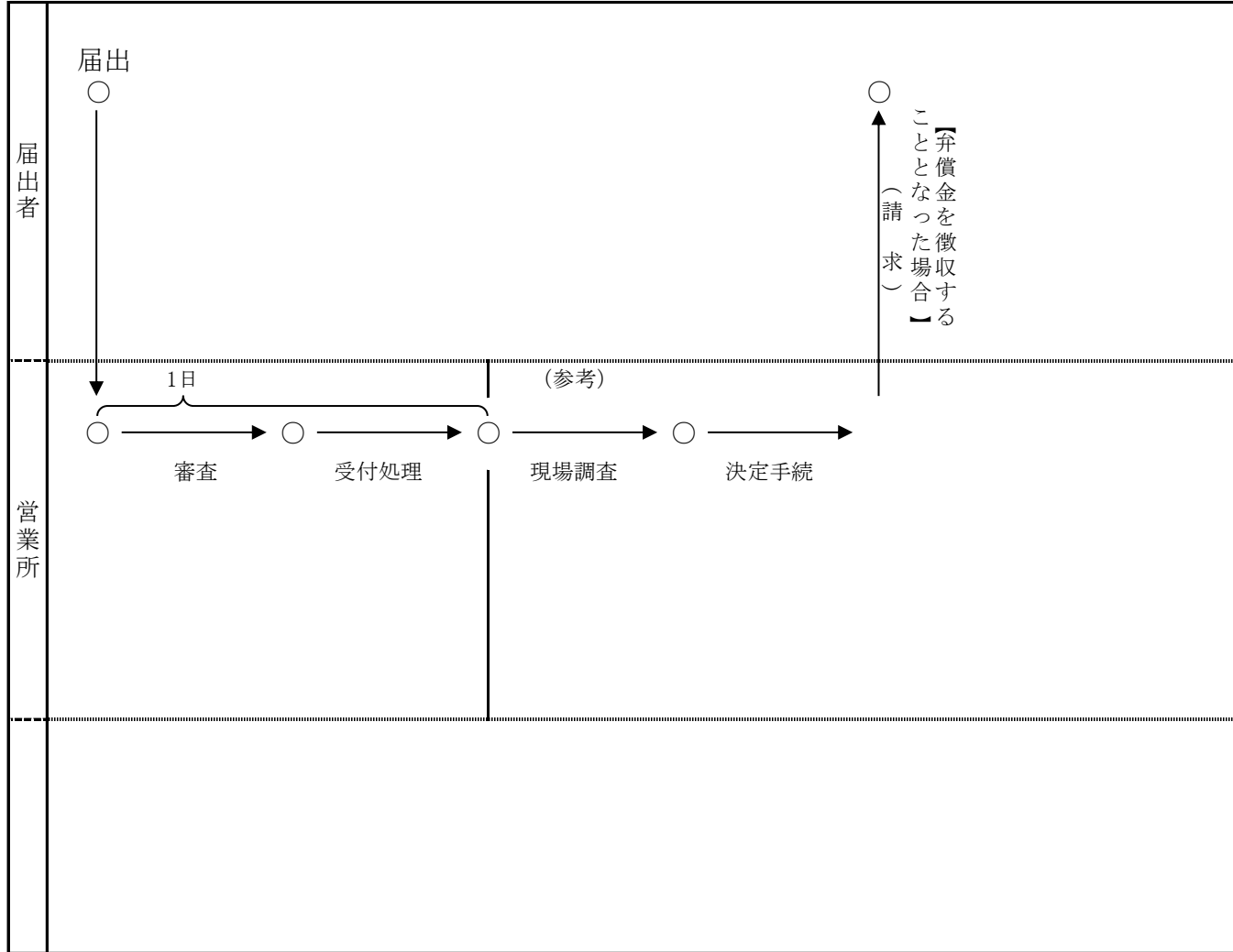
事務処理フロー図

事 務 名	メータの損傷・亡失の届出
根拠法令	東京都給水条例第19条

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話5320-6427

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説 明
1	審査	届出内容を確認します。
2	受付処理	受付処理を行います。
	(参考)	
	現場調査	提出された届出書の内容等に基づき、現場調査によりお客さま等から事情を聴取し、弁償金等を徴収すべきかを判断します。
	決定手続	所定の決定を行います。
	(請求)	【弁償金を徴収することとなった場合】請求書の送付又は窓口にて納入通知します。